

使 用 前 檢 査 申 請 書

関 原 発 第 595 号
2022年 3月25日

経済産業大臣

萩生田 光一 殿
原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森本 孝

電気事業法第49条第1項の規定により次のとおり使用前検査を受けたいので申請します。

検査を受けようとする原子力発電工作物に係る事業場の名称及び所在地	名称 美浜発電所 所在地 福井県三方郡美浜町丹生
原子力発電工作物の概要	美浜発電所第3号機 原子力設備 原子炉冷却系統設備 原子炉格納容器内的一次冷却材の漏えいを監視する装置 工事計画の届出年月日 2022年 1月31日
検査を受けようとする工事の工程	構造、強度又は漏えいに係る試験ができる状態になった時（一号） 工事の計画に係る全ての工事が完了した時（五号）
検査希望年月日	(一号) 2022年 4月26日 (五号) 2022年 4月26日
使用開始予定年月日	2022年 6月30日
原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日	2022年 3月25日

添付資料ー1：工事の工程に関する説明書

添付資料ー2：工事の工程における放射線管理に関する説明書

工事の工程に関する説明書

年月 項目	2022年			
	2月	3月	4月	5月
美浜発電所3号機 原子力設備 原子炉冷却系統設備			工事期間 	

△ 材料検査、寸法検査、外観検査、組立て及び据付け状態を確認する検査、

耐圧検査、漏えい検査

▲ 機能・性能検査

工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 検査に伴う放射線管理

(1) 検査に係る作業区域の区画及び汚染拡大防止

a. 管理区域内においては、表面汚染密度等の環境条件に応じて、適切な汚染拡大防止策をとる。

b. 検査予定場所の表面汚染密度は低く保たれており、特別な管理は必要ない。

(2) 検査中の放射線管理

検査中は放射線管理専任者が、検査を行う者に対して適切な被ばく管理を行う。

(3) 個人被ばく管理

被ばく線量はガラスバッジ及び警報付デジタル線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分

3号機 原子炉格納容器

(1) 汚染区分

B区域 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年8月31日 原子力規制委員会告示第8号）に定める表面密度限度及び放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度を超えるおそれのない区域

C区域 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年8月31日 原子力規制委員会告示第8号）に定める表面密度限度及び放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度の10倍を超えるおそれのない区域

(2) 線量当量率区分

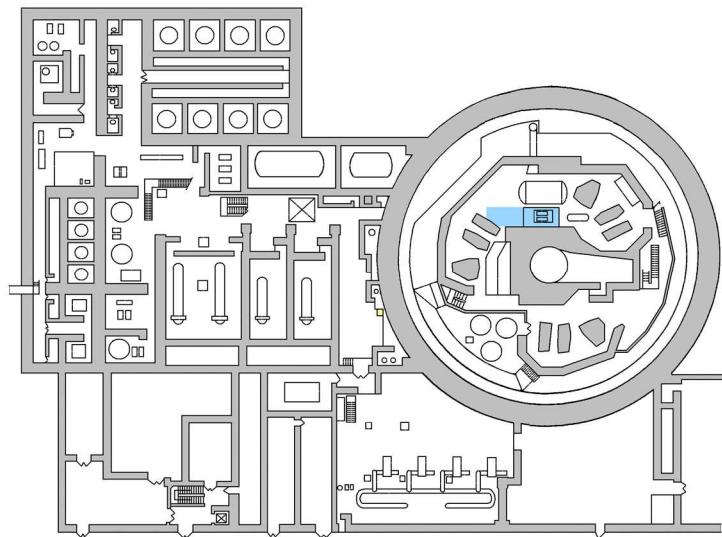
2区域 0.1 mSv/hを超え、1 mSv/h以下の区域

3. 管理区域検査場所図

別紙参照

管理区域検査場所図

3号機



原子炉格納容器 E L. 9.7 m

: 検査場所

参考

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正（令和2年4月1日施行）に伴い、
使用前検査申請書中「原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月
日」とあるのは「原子炉等規制法第43条の3の11第3項の確認のための申請をした場合は、その年月日」と
読み替えるものとする。